

# 明治初期における歴史教育

岩 成 博

## 一、緒 言

日本近代史を研究する場合、教育の問題は一つの重要課題であり、従つてこの時代における教育制度或は教育思想の発達の問題、並にこれが絶対主義国家の形成に果たした役割等については、従来種々の方面から殆んど研究し尽された観がある。しかしこれら教育史の問題は、その具体的事実を明らかにすると同時に、またその時代の政治、社会との関連において把握されなければならない。かくて特定の歴史的條件のもとにおける一定時期の教育制度の改廃や教育思想の発展の事実が、なお解明の余地があるとすれば、明治教育史についても多くの問題が残されている。殊に教育史の一分野にすぎぬ歴史教育史の如きに至つては、従来殆んど顧みられることなく、従つて今後解明すべき問題が少くないと思われる。

ところで歴史教育史の問題は、教育史家によつて研究さるべき問題であると同時に、また歴史学の立場からも考えられねばならぬ問題である。教育についての専門的知識乃至理論の乏しい者が歴史教育史を論じて、それは教育学的考察の乏しい歴史のための歴史に墮するの外はなく、また歴史学についての理解の乏しい者が歴史教育の推移を

述べても、それは理論的に流れて実証性を欠くものとなり易い。歴史教育史は教育史の問題でもあり、また史学史の問題でもある。私が為し得べきことは歴史学的立場からの歴史教育史に外ならない。わが国における歴史教育史に関する研究としては、大久保利謙氏<sup>註①</sup>、高橋俊乘氏<sup>註②</sup>、上野菊爾氏<sup>註③</sup>、三島一氏<sup>註④</sup>等の諸論文があり、なおこれに關係あるものには西田直二郎博士の「歴史研究と歴史教育」(岩波講座「日」)がある。その多くは明治維新前の歴史教育を取扱われたものであり、明治以降について研究されたものは極めて少い。

従来の研究では明治維新後の歴史教育は、ひたすら国家主義的教育への方向を辿り、学制頒布より教育勅語渙發までがその準備期に相当し、以後次第に国家主義的傾向は強化せられ、天皇制絶対主義政權への批判は、しばしば断崖の難にあつたと説かれている。明治以降の歴史教育史のかゝる説明は、もとより誤りではない。しかし果してかゝる説明だけで十分であろうか。私は多大の疑問を抱かざるを得ない。この時代の歴史教育の実態は、その具体的様相を明らかにすることによつて、はじめてその本質の究明へ接近し得るものと思う。かゝる立場において私は明治初期の歴史教育をば、主として初等教育を中心に普通教育における「歴史」の位置、教科書よりみたる歴史教育、歴史

科の独立とその思想的背景の三つの視点より明らかにしたいと思う。なおこゝで明治初期というのは、維新当初より明治十四年小学校教則綱領の制定をみるまでの期間を指すのであつて、私は明治期の歴史教育史の観点よりして、この時代を以て一時期をなすものと考えたいので、一般的時代区分と多少異なる点もあるが、この点は予めお断りしておく次第である。

註 ① 大久保利謙氏、「近世に於ける歴史教育」(本邦史学史論叢下巻所収)

② 高橋俊乘氏、「日本歴史教育史」(歴史教育講座第三輯所収)なお高橋氏はわが国の歴史教育の変遷を四期に分ち、平安時代までを第一期とし、それ以後戦国時代までを第二期とし、それより以後明治維新までを第三期とし、維新以後を第四期とされているが、第四期は取扱つてない。

③ 上野菊爾氏、「歴史教育の発達」(「歴史教育」第二巻第八・九号所載)  
④ 三島一氏、「わが国における歴史教育史」(日本歴史講座第八巻、歴史教育篇所収)

## 二、普通教育における「歴史」の位置

明治維新前においては、幕府の昌平校、諸藩の藩校が武士階級の学問、教育の機関であり、庶民教育のためには寺小屋があつた。寺小屋の制度は、徳川封建時代の中期以後に確立し、読み、書き、算盤等が教えられたが、封建社会の秩序維持の目的から、寺小屋教育の内容に幕府の保護干渉の加えられたことはいうまでもない。幕末に及び当時の政治、社会の状況を反映して、その教科内容にも実学的傾向のものが加味され、洋学の知識も授けられた。しかしその教科目の中に「歴史」はなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたとい

つてよい。僅かに「武家往来」「源平盛衰記往来」「太平記忠臣往来」「国史往来」等の往来物が用いられ、<sup>註①</sup>卑俗な軍談まがいの歴史的教育が行われた程度に過ぎない。

前代のかゝる状態を継承せる維新当初の小学校規則乃至課業表に、教科としての「歴史」を見出し得ぬのは当然である。わが国で小学校の名称を用いた最初のもは、明治元年十二月設立の沼津兵学校附属小学校であるが、これは本来沼津兵学校に入学する者のための予備校<sup>註②</sup>で、通常は政府の初等中等教育督励の布達に応じ、明治二年五月以降

京都が設置した小学校を以て嚆矢とする。すなわち同年中に京都に六十四の小学校が開設され、<sup>註③</sup>当時における初等教育の標準とされた。翌年には東京に六箇所の小学校が設けられ、次で各地に続々と小学校の設置をみるに至つた。これら学制頒布前の小学校は、その数も少く規模も寺小屋と大差なかつた。しかし両者の間には、維新を境とする時代的相違の見逃し難きものがある。

試みに維新当初の思潮をみるに、従来封建治下に圧迫されていた内外的新思想は、関を切つた奔流の如く、滔々としてその停止するところを知らなかつた。教育においても文明開化の標識の下に、封建的束縛より解放されんとする啓蒙運動が勃興した。かゝる時代の流れの中で設立をみた小学校は、封建時代の寺小屋の陰気なものではなく、新文明の脚光を浴びて新しい組織へと進められていつた。この文明開化の風潮の中に歴史の教育もはじまつた。すなわち歴史を国民的知識として普及せんとする傾向である。いま全国小学校の基準と目された<sup>註④</sup>京都府小学校の「学童定等」によれば、

## 小学 五科規則

小学 子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入り普通学ヲ修メ兼テ大学専門五  
科ノ大意ヲ知ル 句読、習字、算術、語学、地理学、五  
科大意 子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入ル  
云々

とある。明治四年八月に至り、府県ははじめて小学課業表を制定し、  
教科目を句読、暗誦、習字、算術の四科とし、各教科を五等に分つ  
た。この課業表の「句読」の中の第一、二、三等で、日本外史、日本政  
記、国史略等の歴史書が教材として示されている。<sup>註⑥</sup>この定書に附加し  
て、「科目ハ少ケレト読物ノ程度最モ高シ蓋シ読書力ヲ養成スルニ力  
ヲ用ヒシナリ。」とみえ、歴史書を読むという形態を以て、歴史教育  
がはじまつた。かくの如く教科としての「句読」の中で歴史教育が行  
われたことは、当時の一般的傾向であり、歴史科の存在せざるの故を  
以て、当時未だ歴史教育が行われていないとするのは、当を得た解釈  
とは言い難い。京都府中学校内小学舎の普通科の教科目には、習字、  
句読、語学、算術、作文、地理学等があり、<sup>註⑦</sup>福井藩外藩小学生学課表  
に句読、習字、算術、講義、剣術、柔術、体操等があり、静岡藩の小  
学校掟書中の教科目には、読書、手習、算術、地理、体操、剣術、水  
練、講釈聴聞等がみられるが、<sup>註⑧</sup>「句読」または「読書」の中で歴史書  
の用いられしことは、前述の京都の場合と同様である。たゞこゝで注  
目すべきは、地理が早くより独立教科として重視されていることであ  
るが、これは開国後日なお浅きわが国として、早急に世界的知識を与

えんとする意図によるものと思われる。

以上学制頒布前の小学校において、歴史教育が如何なる形態のもと  
に行われたかを概観したが、次に学制頒布後の「歴史」の位置につい  
て考察しよう。周知の如く明治政府の統一的教育政策は、明治五年の  
「学制」にはじまり、それは徴兵令と共に明治政府の開明的政策の核  
心をなすものであつた。学制を貫く根本精神は、一面フランス流の劃  
一主義、強制主義を採ると共に、他面英米の主知主義、功利主義が指  
導理念をなし、その全体を貫く精神は、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学  
ノ人ナク」という国民普通教育であつた。<sup>註⑨</sup>明治絶対主義政治の方向が  
早急に歐米先進国に追いつくことにあつた以上、教育の制度、内容も  
またこの方向に即応せねばならなかつたのは当然であろう。この学制  
により日本教育の基礎が確立し、寺小屋の看板を急ぎ塗り替えて小学  
校の設立をみたことは、近代教育史上劃期的なことであつた。学制に  
よれば、「小学校へ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘ  
カラサルモノトス」と定められ、<sup>註⑩</sup>下等小学の教科は、綴字、習字、会  
話、読本、修身、国体、書牘、文法、算術、養生法、地学大意、窮理  
学大意、体操、唱歌等の多数に上り、上等小学はこれに史学大意、幾  
何学大意、罫画大意、博物学大意、化学大意、生理学大意等を加え、  
土地の事情によつては外国語、記簿法、図画、政体大意の四科を斟酌  
して教え得るものとした。<sup>註⑪</sup>こゝにおいて歴史は名称も史学大意と改め  
られ、諸教科の一隅に独立の地位を占めるに至つたのである。同様の  
ことは下等小学の場合においても認められる。ところがこの教科目は  
一応の基準を示したもので、これが実施の細目は同年九月八日文部省

が布達した小学教則に俟たねばならなかつた。それによれば歴史は「史学輪講」として上等小学で課することとなり、その課程は次の如くである。<sup>註⑩</sup>

第七級 六ヶ月（第五年後期）一週四時

史学輪講 王代一覽等ヲ独見輪講セシム

第六級 六ヶ月（第六年前期）一週四時

史学輪講 国史略等ヲ独見シ来テ解説セシム

第五級 六ヶ月（第六年後期）一週六時

史学輪講 前級ノ如シ

第四級 六ヶ月（第七年前期）一週四時

史学輪講 万国史略等ヲ独見輪講セシム

第三級 六ヶ月（第七年後期）一週二時

史学輪講 五洲記事等ヲ独見輪講セシム

第二級 六ヶ月（第八年前期）一週二時

史学輪講 前級ノ如シ

第一級 六ヶ月（第八年後期）一週二時

史学輪講 前級ノ如シ

かゝる規定の制定により、歴史が独立教科としての地位を認められたことは、これが実施の如何は別として、注目すべきことと言わねばならぬ。いま「小学教則概要」により、各級通算してその教授時数をみるに、算術九十二時間、習字五十四時間、地理五十一時間、究理四十四時間、読本輪講二十六時間、史学二十四時間の割合で、時間数の多少を以てその教科の重要度をみることは、もとより軽率の嫌はあるが、

歴史教育の位置を知るための一応の目安となるであろう。なおこゝで中学教育について一言すれば、歴史は史学という名称を以て、週二時間づゝ下等中学において課せられることとなつた。その教科書としては、パーレー氏万国史 (Parley's; Universal History) その他が指示されている。

ところがこの文部省制定の小学教則は、「従来の寺小屋における教科内容とは余りにも甚だしい距離があつて」<sup>註⑪</sup>結局空文に終らざるを得なかつた。また文部省自身の態度も、小学教則の公布と同時に、別に東京師範学校に命じ、わが国小学校に適切な教則を全校附属小学校における実際の教育を基礎として、これが作成に当らせることとした。かくて明治六年五月「師範学校制定のもの」を基準として普及せしめる方針を採り、「一間もなくこの教則が全国に採用せられることとなつた」<sup>註⑫</sup>のである。従つて各府県の小学校教育の実際を知るためには、この師範学校附属小学校作製の教則を検討すべきである。<sup>註⑬</sup>よつて明治六年の同校の下等小学の教科をみるに、読物、算術、習字、書取、問答、作文復読、体操等があり、上等小学にはこれに輪講、輪読、暗記、野画等が加えてある。こゝでは再び歴史はその名称を消しているが、下等小学の第一、二、三級及び上等小学の第二、三、四級の教科「読物」の中で日本史略、万国史略等の教科書が教材として示されている。このことは歴史教育の軽視というよりも、寧ろ教科目の本質、差別及びその名称等についての理解が不十分で、当時の教育が全体として拙速主義によつていたこと、及び一般人民の文化的水準の低かつたことと関係するものである。

さてこれら小学教則の地方の学校における実施の状況をみるに、一例として明治八年制定の島根県の小学教則をみよう。それによると、

下等小学科 六才より九才まで

読物 (萬口史略、日本史略その他)

上等小学科 十才より十四才まで

読物 (内国史略、五洲記事その他)

とあり、さらにまた同年の京都府の小学教則をみるに、下等小学においては、読物科の中に教材として日本史略、万国史略等が用いられ、上等小学においては、読本として内国史略、三史略(皇国、支那、西洋)五洲記事等が使用されていた。その後改正をみて京都府下の上等小学の課業表の読物科では、第一、二級で日本外史、第三級で日本外史及び巴氏万国史、第四、五級で日本政記及び巴氏万国史、第六級で日本政記、第七、八級で国史略及び日本略史等多数の歴史書が示されている。<sup>註⑩</sup> かくの如く事実上歴史教育が行われていたにもかかわらず、歴史は教科として独立の形態をとつていなかつたのである。このことは既に述べた如く、歴史教育の軽視を意味するものではなく、寧ろ當時の初等教育の实情に即応したものととして理解すべきであろう。

次に初等教育に従事すべき教員の養成を目的とする東京師範学校の学科目をみるに、ここでは歴史教育は相当重視せられていたものとみることが出来る。なぜならばその学科目の配列の順序は地学、史学、理学、数学等の順を追い、教科書としては皇朝史略、十八史略、元明史略、泰西史鑑、万国新史等が使用され、<sup>註⑪</sup> 史学は諸学科中の第二位に位置しているからである。わが国教育の総本山ともいふべき東京師範

学校において、史学が相当重要な位置を占めていたことは、やがて各府県の小学校の歴史教育にも影響するところが大きであつた。かく考えるとき当時の普通教育における歴史の位置は、決して低く評価すべきでなく、このことは中学校、女学校、女子師範学校等にあつても変りはない。いまこれら諸学校の学科目の配列順序をみるに、下等中学においては、教科目二十のうち史学は第五位に位置し、<sup>註⑫</sup> また文部省が旧亀岡藩邸に開設した女学校においても、その教科は読物、数学、記簿法等九科目あるうちに、読物科に示された教科書の中歴史は第二位に記されている。また東京女子師範学校の教則にみえる学科目は読物、地理、歴史、教育、習字等二十科目の多きにのぼるが、歴史は第三位にあり、修身学の如きは中位にある。<sup>註⑬</sup> 学科目の記載順序を以てその各科の軽重をみることはできないが、よし当時の慣習とはいへ、歴史が諸学科中の上位に位置していたことは、この時代における歴史教育の地位を示すに足るものであろう。

ところが明治十二年学制が廃止されて、教育令が公布されるや、この傾向は一変した。すなわち教育令第三条に、「其学科ヲ読書、習字、算術、地理、歴史、修身ノ初歩トス」と規定して、国民生活の实情に即して科目を大いに削減すると共に、歴史は下位におかれた。さらに十三年の改正教育令においては、教科目を列記するに教育令の如く読書、習字という順序によらず修身を首位におき、かつ但書として、「己ムヲ得サル場合ニ於テハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史ノ中地理、歴史ヲ減スルコトヲ得」と規定され、<sup>註⑭</sup> 歴史教育は第二義的意味において取扱われることとなつた。後年西村茂樹の如きも小学校の

教科目を論じて、「地理、歴史、物理、化学等は立てて一科とするに及ばず。」<sup>註⑨</sup>修身を第一とし、その他は筆読算の三科を習い得れば足りるとさえ極言している。

以上諸規定を中心として普通教育における「歴史」の地位の推移をみたのであるが、明らかに明治十二、三年頃を境として、歴史教育の位置は一変し、しかもその性質までも激変するに至つた。歴史が小学校教育として独立の地位を与えられたのは、教育令制定以後のことであり、それ以前は実質的にみて独立教科としての歴史科は存在しなかつたと言つてよい。それにもかゝらず極めて素朴な形態のもとに、歴史そのものとして尊重され、歴史的教育が行われていたことは注目すべきことと言わなければならない。然るに歴史が独立教科としての地位を与えられるや、明治十四年の小学校教則綱領によつて、歴史科は日本歴史に限定されると共に、極めて国粹的立場を採ることとなつた。こゝにおいてか歴史教育は絶対主義国家へ奉仕するものとして、従来と異なる意味において教科としての価値を認められることとなつたが、このことについてはさらに後述するであらう。

註 ① 大久保利謙氏「近世に於ける歴史教育」(本邦史学史論叢下巻所収) 一四一頁

② 高橋俊乗氏、日本教育文化史 五一五頁

③ 京都小学五十年誌参照

④ 京都小学三十年史参照

⑤ 藤原喜代藏氏、明治大正昭和和教育思想学説人物史、第一巻 一二五頁

⑥ 京都府誌参照

⑦⑧ 日本教育史資料第一巻参照、全書第二巻には明治四年開校の徳島藩の小学校の学科目を掲げているが、静岡藩の場合と全く同様である

なお講釈聴聞とあるのは修身のことである。

⑨ 遠山茂樹氏、明治維新第四章第四節参照

⑩ 明治以降教育制度発達史第一巻 二八三、二八四頁

⑪ 前掲書 三九八頁——四一九頁

⑫ 海後宗臣氏、学制七十年史参照

⑬ 海後氏、前掲書参照

⑭ 東京文理科大学東京高等師範学校「創立六十年」参照

⑮ 出雲市誌 六六九頁

⑯ 京都府誌及び京都小学三十年史参照

⑰ 前掲書「創立六十年」参照

⑱ 明治以降教育制度発達史第一巻 二八五頁

⑲ 前掲書第一巻及び学制五十年史参照

⑳ 時野谷勝氏、「教育令制定の歴史的背景」(開国百年記念明治文化史論集所収)参照

㉑ 西村茂樹、「国家道徳論」(泊翁叢書第一輯所収) 一六六頁

### 三、教科書よりみたる歴史教育

明治初期既に一部には歴史の研究並に編纂が着手されると共に、封建史学に対する鋭い批判が行われている。明治二年修史の詔勅が下されて史局が設置され、こゝに新しい歴史学建設のための修史事業がはじまつた。かくて現われた歴史学界の新傾向は、極めて概括的な言葉ではあるが、修史局を中心とする考証史学派と福沢諭吉、田口卯吉等によつて代表される文明史派との二大潮流であつた。これらは共に封建史学に批判を加え、科学的歴史学の建設に努めたのであるが、殊に文明史派の人達は従来の歴史を批判して、

都てこれまで日本に行はるゝ歴史は唯尊貴の系図を詮索するもの

歟或は君臣有司の得失を論ずるもの歟或は戦争勝敗の話を記して講釈師の軍談に類するもの歟大低是等の箇条より外ならず稀に政府に關係せざるものあれば虚誕妄説のみ亦見るに足らず、概して云へば、日本国の歴史はなくして日本政府の歴史あるのみ、学者の不注意にして国の一大缺典と云う可し

と述べている。論の当否は兎も角として、われわれはこゝに新時代の歴史觀の一端を看取しうると共に、また文明史派の立場をうかがうことができる。かゝる二つの潮流以外に何等他のものがなかつたのではない。なお依然として大日本史、日本外史等の系統をひく歴史敘述がなされていた。かゝる歴史学界の新傾向にもかかわらず、歴史の教材として提供されたものは、多くは前代の系統をひく歴史書であつた。「これは未だ適当な小学校教科書が出版せられていない当時に於いて」<sup>註③</sup>己むを得ぬこととはいうものの、また一面において当時の為政者の歴史教育觀を示すものであろう。すなわち儒教的道德史觀にたつ歴史書こそ、教科書として適当なものと考えられていたのである。

さて当時の歴史教科書を概観するに、凡そ二つの傾向が認められるその一つは前代に編纂された頼山陽の日本外史(天保七・八年刊)、日本政記(弘化二年刊)、岩垣松苗の国史略(文政九年刊)、青山延千の皇朝史略(文政九年刊)等の歴史書であり、他の一つは維新以後教科書的意図を以て著訳された文部省の史略、西村茂樹の万国史略等の類である。頼山陽の日本外史及び日本政記は、教科書として著わされたものではないが、最く広く流布し教科書としても盛んに用いられた。国史略以下の書は、先づ教科書的意図のもとに著作されたものとみてよい。かゝる前代の歴史

書が小学校乃至中等学校の教材として使用されていたことは、当時の歴史教育の实情を知る上に見逃すことのできない問題である。なぜならば教科書を教えることを以て、教育の第一義的のものと考えられていた当時にあつては、これら教科書の著者の敘述態度は、直ちに被教育者の人間形成のうゑに影響するところ多大なるものがあつたからである。

ところで当時の歴史教育が如何なるものであつたかをみるために、これら歴史書の著者たちの思想傾向並に敘述の態度について一瞥しよう。周知の如く山陽は儒者として一生の力を尽し、特に史學と文章を以て自己の本領とし、その著日本外史及び日本政記は史論を主とせるものであつた。<sup>註③</sup>国史略の著者岩垣松苗は、學統よりすれば古註派であるが、国史略の敘述態度は大日本史の史風の影響を受けたものとみられている。青山延千は水戸藩の儒者で、大日本史の編纂に關与し、自ら神祇志六卷を撰していることからしても、その學風、思想傾向が察知されよう。<sup>註④</sup>しかも国史略と皇朝史略は簡単な編年史であるが、何れも大日本史風の論贊が加えられていることを忘れてはならない。これら教科書の敘述にみられる支配的傾向は、古今の政治的興亡の大勢論とこれに対する史論である。その大勢論なるものは、大日本史の敘述を無批判に祖述せる儒教的道德史觀の濃厚なるものであつた。いまその大勢論の一端をみるに、平安朝の末期外戚の弊により王政衰え、武門起つて政權を掌握し、建武の中興が失敗に歸するや、政權再び足利の手に移り、さらに織田豊臣二氏の時代を経て、遂に徳川氏に歸したと<sup>註⑤</sup>いうのである。そして徳川政權を肯定し、現代史(徳川時代史)を除外

しているのがその特異なる点である。

前代より継受せるこれら歴史書が現代史を省略したことは致命的の欠陥で、柳田国男氏が「七十年前の児童の教科書は、国史略でも皇朝史略でも、すべて後陽成天皇御宇の初年、即ち江戸將軍任命を以て終つていた」から、これがために「我々の興味は空に動いていた」と當時を述懐して、その歴史教育に批判を加えられたのは当然である。クローチエの「凡ての眞の歴史は現代の歴史である。」という近代の歴史観からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史乃至歴史教育が治乱興亡のあとをたずねて、その利害得失を明らかにするを以て目的とせることは、皇朝史略の序文に、

夫史者所以辨得失明是非也、無史則已苟有史則使是非得失治乱興衰之迹瞭然於卷冊之間庶乎可以為良夫也。

とあることよりみても明らかである。ここで利害得失を論ずる史論の原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、<sup>註⑦</sup>儒教道徳であり、徳川封建時代の歴史教育の目標は、儒学に学んだところを以て歴史を解するにあつた。かゝる前代の歴史教育観が前記歴史書を貫いて流れている精神である。維新後著作の歴史教科書には論贅こそ除かれたものの、なおかつ史論を行う風の絶えなかつたことは、新見吉治博士の説かれているところである。<sup>註⑧</sup>歴史的批判は歴史教育において極めて重要な意味をもつものではあるが、問題は儒教道徳を基準として歴史を論じ、これを説明せんとした点にある。歴史的批判が道徳に從属せしめられている限り、歴史的真偽は明確にされないと言つてよい。

以上前代著作の教科書を通じて当時の教育内容の一端を考察したの

であるが、次に維新後刊行の教科書の検討へと急がねばならない。維新後著訳の教科書はまことに多種多様、日本史あり、支那史あり、万国史ありという有様で、しかも敘述の内容、体裁に至つては精粗繁簡さまざまである。これら教科書の大部分は国史略、皇朝史略の系統をひく簡単な編年史で、既成書の祖述の範囲を出でなかつた。しかし形式においては幾多の新鮮味を加えられ、従来必ず附されていた論贅が除かれて簡明に事実の記述を主としたこと、及び難解な漢文を平易な仮名交り文に改めたこと、さらに僅かながらも挿絵、地図等を取り入れたこと等の諸点にその進歩が認められる。これらの特色は従来の歴史が道学の具として、儒学の附隨的立場にあつたのに反して、平易に歴史事実を知らしめるといふ傾向を示すものであり、このことはすなわち歴史の儒学よりの解放を意味する。しかしながらかゝる形式上の進歩にもかかわらず、これら教科書の内容に至つては、到底新時代の歴史教育の資として、永くその任に耐え得るものではなかつた。

いま明治初期の代表的教科書として、最も廣く行われたもののみをみても、先づ日本史關係のものとしては、南摩綱紀「内国史略」四卷（明治五年）文部省「史略」四卷（明治五年）笠間益三「日本略史」四卷（明治六年）岩垣先生編次「国史略」五卷（明治八年）木村正辞「日本略史」二卷（明治八年）棚谷元善「<sup>校</sup>正国史要」十六卷（明治九年）笠間益三「<sup>新</sup>撰日本略史」四卷（明治九年）伊地知貞馨「小学日本史略」二卷（明治十二年）石村貞一「小学日本歴史」三卷（明治十四年）川島梅坪「<sup>校</sup>刻古今紀要」四卷（明治十四年）等がある。外国史關係のものとしては、箕作麟祥「万国新史」十八卷（明治四年）寺内章



明詠「五洲記事」六卷（明治四年）西村茂樹「万国史略」十一卷（明治五年）（師範学校）「万国史略」二卷（明治七年）牧山耕平詠「万国史」二卷（明治十年）等がある。（大槻文彦）その敘述の体裁は既に述べた如く簡単な編年史で、忠実に史実を記していることが特徴である。試みに文部省の史略をみるに、

第十代崇神天皇と申す開化天皇の御子也天皇敬神の意厚くして天照大神を倭の笠縫邑に移し国々の社を定め又四道將軍を置いて我夷を平らく○第十一代垂仁天皇と申す崇神天皇の御子なり此御代に天照大御神を倭姫命に託し伊勢国五十鈴川上に鎮奉る今の皇太神宮是なり

と記され、歴代天皇の事績を中心に、その間に史実を織り交せてゐる。

笠間益三の日本略史はその翌年の刊行であるが、その記述の内容は、

元年辛酉正月神武天皇橿原ノ宮ニ即位ス是ヨリ先キ前年日向高千穂

ノ宮ニ在リ是時西国既ニ服從スト雖モ東国未タ平定セズ（中略）

此ニ至テ尽ク大和ヲ平ケ都ヲ定メ遂ニ位ニ即ク

七十六年丙子三月天皇崩ス

八十年庚辰正月綏靖天皇即位ス都ヲ葛城大和ニ遷シ高丘ノ宮ト号ス

とあるが如く簡単な編年体である。木村正辞の日本略史、南摩綱紀の万国史略、小林虎三郎の小学国史等みな同様の形式で、その多くは日本史を神代と人皇とに分け、人皇は神武天皇、綏靖天皇、安寧天皇と順を追ひ、各天皇の条でまた年月の順に史実を述べている。一見して有りしままのことを年代順に記したものであり、そこには何等史実の取捨選択も批判も加えられていないかの感を抱かせる。稻富栄次郎博

士が「歴代天皇の順位、もしくは年号の順を追うて史実を羅列した簡単な編年史」（註⑩）であると評されているのは正しい。しかし当時の歴史書が治乱興亡、制度沿革の大勢を概観するに、編年体の形式によつたことは一般的傾向であり、（註⑪）これら教科書の記述はその反映とみるべきであらう。

次に外国史の教科書をみるに、その代表的のもの一つは文部省の史略である。同書の第一巻は神代より今上天皇に至る日本歴史の概要を述べ、第二巻は太古より今帝に至る支那史の大略を敘述し、第三、四巻は太古より近代アメリカに至る西洋史の概略を取扱つてゐる。なお当時の歴史書には万国史という敘述の一形式があり、これは米人グッドリッチの万国史（Goodrich ; Parlay's Common School History of the World—A Pictorial History of the World, ancient and modern, For the Use of Schools. 1871）及び英人スウィントンの万国史（Swinton ; Outline of the World History. 1874）等、当時輸入された世界史の形式を模したものである。こゝにいう万国史とは日本を除いた諸国の歴史を指すものであることは、「万国史ト称スト雖モ、日本ノ部ノ如キハ、之ヲ別掲シテ、此中ニ列セズ」（文部省「万国史略」大槻文彦の例言）とあることにより明らかである。寺内章明の五洲記事は上等小学の教科書として用いられ、牧山耕平詠の万国史は単に教科書としてののみならず、一般にも廣く流布された。その内容は単なる歴史書ではなく各国の風土、風俗、歴史、文化等にわたり興味深く記されている。前記教科書は日本史、支那史、万国史等種類の異なるに從ひ、その敘述形態及敘述の態度に相違の認められることは言うまでもない。これら

が雜然と何等の統一もなく並用されたところに、当時の歴史教育の真相を見るのであつて、それはまた明治初期の教育の実態でもあつた。明治五年の「学制」が直接に志向する人民の文明化というのは、これを歴史教育についてみた場合、それは万国史の教育を取入れる程度のことには過ぎなかつたと言つてよい。なぜならば外国史の教育により、児童生徒の人生觀世界觀の形成に資するところ極めて大なるものがあつたからである。

一般に教科書は教育の内容と方法を決定すると言われている。前述したところにより、当時の教育内容はほぼ明らかになつたと思うので、さらに歴史教育の方法の問題に論及したい。教科書を中心として考察を進める關係上方法論に欠陥のあることは免れぬが、しかし教科書はその実態に近いものを示しているものと考へる。維新当初の歴史が「句読」<sup>①</sup>「読物」等の教科の中に包含されていたことは、既に明らかにしたところであるが、このことは当時の歴史教育が読むことを主眼としていたことを意味する。そして史実を暗誦し記憶することを以て、歴史教育の方法として最も重んぜられていたことは、次の言葉によつて明らかであろう。すなわち当時の教科書の例言に、「此書幼童をして暗誦せしむことを要す故に簡易を旨としすべて省略に從ふ」<sup>②</sup>（「史略」）と述べられ、或はまた「我邦ノ史書之シキニ非ス但記載浩瀚ナルヲ以テ童蒙初学毎ニ記憶ニ便ナラサルヲ苦ム故ニ今務テ繁ヲ捨テ要ヲ取り沿乱興廢ノ大意ヲ得シコトヲ欲ス」<sup>③</sup>（「日本略史」）と記され、さらに「史ハ世事ノ變遷ヲ知ルヲ以テ要ト為ス、故ニ鼈頭ニ問目ヲ掲ケ、而シテ事物ノ始リト世勢ノ變トヲ略記ス、乞フ童生善ク之ヲ暗ンジ善ク其智

ヲ変セシコトヲ」とある。また松浦果述の小学国史略（明治十年刊）は七五調の歌詞を以て暗誦し易く記述されている。明治二十年文部省が小学校用歴史教科書の原稿募集をした際、その趣意書の末尾に、「児童の教育に在ては歴史を誦習するの際自然に尊王愛國の情感を養成せしむるの必要を忘るべからず云々」<sup>④</sup>と記しているが、この教科書を誦習するという方法が、歴史教育の主たる学習法であつた。

従つて学習の効果を判定するにも、記憶の程度を見ることを主として前記鼈頭日本史略の上欄に記されたる問目の如きも、全く史実の記憶を試みるものと云つてよい。例えば、桓武天皇の条についてみるに、「桓武帝元年如何」「四年何事カアル」「最澄何ヲカ造ル」「国都ハ如何」という類である。明治十年代に入つて歐米の教育学說の影響を受け、一般諸教科の教育法は、暗誦のみを基礎とする古い教育法から觀察、思考、実証を重んずる開發主義の教育へと進んだが、歴史の教育法は依然として變るところがなかつた。

#### 註

① 福沢諭吉、文明論之概略、卷之五（岩波文庫本二六八頁）西村茂樹もこれとほぼ同様の意見を述べ、「本邦の国史は唯帝王紀と稱すものにして、国史とすべき者に非ず云々」と言つている。（泊翁叢書四七九頁）

② 仲 新氏 近代教科書の成立、一一一頁

③ 中山久四郎博士「日本儒者頼山陽の史学」（本邦史学史論叢下巻所収）

#### 參照

④ 大日本人名辭書、国史辭典參照

⑤ 大久保利謙氏、「近世に於ける歴史教育」（本邦史学史論叢下巻所収）

#### 參照

⑥ 柳田国男氏、「歴史教育について」（改造）昭和二十八年一月号所載）

#### 參照

⑦ 大久保氏、前掲論文參照

⑧ 新見吉治博士、歴史教育論一五八頁—一六八頁  
⑨ 島根大学附属図書館所蔵の歴史教科書類及び仲新氏著「近代教科書の成立」等参照

⑩ 稲富栄次郎博士、明治初期教育思想の研究、二〇五頁

⑪ 大久保利謙氏、「島津家編纂皇朝世鑑と明治初期の修史事業」（史学雑誌第五十編第十二号所載）参照

⑫ 新見吉治博士、社会科のための歴史教育二九頁

#### 四、歴史科の獨立とその思想的背景

「学制」による明治初期の初等教育においては、實質的にみて歴史科は未だ独立教科としての地位を認められていない。ところが明治十二年の教育令制定の際、漸くにして独立教科としての歴史が存在することとなつた。これは「唯政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史文学慣習言語ハ団体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護ス」べきであるとする政府首脳者の意見によるものである。やがて十三年には改正教育令が制定され、十四年五月には小学校教育綱領の公布をみた。それによると歴史科は次の如く定められている。<sup>註⑩</sup>

第十五条 歴史 歴史ハ中等科ニ至ツテ之ヲ課シ日本歴史ニ就テ

建國ノ体制 神武天皇ノ即位 仁徳天皇ノ勤儉 延喜天曆ノ政績

源平ノ盛衰 南北朝ノ兩立 徳川氏ノ治績 王政復古等緊要ノ事

實其他古今人物ノ賢否風俗ノ變更等ノ大要ヲ授クヘシ 凡歴史ヲ

授クルニハ努メテ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ殊ニ尊

王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス

この小学校教則綱領に示された内容について注意すべきことは、小学校の歴史は外国史を廃し日本歴史のみに限られたこと、及び歴史教

育の目標が尊王愛國の精神の涵養におかれたことの二点である。これにおいて歴史は名実共に独立教科としての地位を確保し、それは修身教育と共にその名目を一新するに至つた。これはまさに封建的儒教道徳との結合を意味するもので、学制による人民開明化の方向とは対蹠的のものと見ることが出来る。歴史教育のかゝる道徳的国粹的立場はその後長く一貫して変るところなく、十九年の小学校令發布、二十四年の小学校教則大綱頒布、三十三年の小学校令改正等数次の改正を経て次第に強化されていつた。歴史教育のかゝる立場は、歴史を尊重したというよりも寧ろこれを酷使したものと云うべく、かくて歴史教育は絶対主義國家の形成に奉仕せしめられることとなつた。ここにわれわれは改正教育令の反動性をみることが出来る。

ところで歴史教育が独立教科としての地位が与えられると共に、道徳的国粹的立場をとつて反動性を示したことについて、われわれは如何に理解すべきであろうか。これについて先づ考えられることは、教育令制定前の歴史教育の實情である。明治十年四月文部大書記官九鬼隆一は第三大学区を巡視して、「歴史學ハ社会古今ノ景況ニ適シ人間交際ノ道ニ適スルニ於テハ至要タリト雖山間僻陬ノ貧民ニハ其事実甚遠隔ナル者ト云ハサルヲ得ス」<sup>註⑪</sup>と言つて、当時の歴史教育が一般庶民には迂遠なものとしてその欠陥を指摘している。かゝる批判が歴史教育について行われはじめた頃、教育の根本方針についての論争が政府首脳者間に展開されるに至つた。即ちそれは智育論と德育論との抗争対立である。德育論について先づ最初の波紋を投じ、国家主義が教育実践の面にその萌芽を現わしたのは、元田永孚の「<sup>註⑫</sup>教学大旨」に起因

する。教学大旨は明治天皇が明治十一年秋、学校教育の実情を視察せられた結果に基づき、国民教育の方針を侍講元田永孚に命じて記述せしめられたものと言われている。題名を「聖旨」と記しているが、実は元田が自己の教育意見を聖旨によつて権威づけたものであることはその内容よりみても推定される。家永三郎博士が指摘された如く、彼は侍講という地位のお蔭で、自己の思想的主張を教旨と混淆せしめる便宜をそなえていたのである。<sup>註⑥</sup>

さて教学大旨の内容は、儒教道徳が教学の中心たるべきであつて、西洋の知識、才芸はこれを助けるものとして採用すべきであるとして記されている。そしてその末尾に当時の学校教育に批判が加えてある。すなわち農商の子弟にはその本業に適応すべき学科があるとして、彼等が外国語を学び西洋文化を取り入れることは空論であるとして斥け、さらにつづけて、

加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ、果官ノ妨害トナルモ少カラサルヘシ、是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ、故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ、高尚ニ馳セス、実地ニ基ツキ、他日学成ル時ハ、其本業ニ歸リテ、益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラントヲ欲ス

と記されている。こゝに明瞭に現われていることは、封建的愚民思想にもとづいて、教育を政治的権力に従属せしめんとする意図である。さらに彼は国家公認の教学を定めて、国民の思想信仰を統制せんとした。元田が封建的倫理観に立つて、智育を斥け専ら徳育の尊重を鼓吹したのは、彼の思想的立場の然らしめたものであろう。実に彼は「西洋近代思潮の風靡してゆく明治の思想界にあつて、くすれゆく儒教思

想の残壘を固守し、機会あらばその旧勢力を挽回しようと努めた最後の闘士<sup>註⑥</sup>」であつたのである。これと共に東洋道徳の学者として、また教育行政の枢要な地位にあつた西村茂樹の如きも、早くより道徳教育の強化を主張し、

凡ソ世界諸国ノ教育ハ皆修身ヲ以テ本トセサルハナシ、(中略) 独本邦ノミ孔孟ノ教ヲ廢シ又耶蘇ノ教ヲ取ラス故ニ今日身ヲ修メ人ニ接スルノ道ニ於テ倚信スル所ナク人々勝手ノ説ヲ立テ遂ニハ邪論曲説其間ニ起リ世道人心ニ大害ヲ為スモ計リ難シ故ニ修身ノ一事ハ教育ノ任ニ当ル者ノ注意スヘキコトナルヘシ

と言つているが、<sup>註⑦</sup>しかし西村には一面において、「然レトモ今日ニ在リテハ孔孟ノ教ニモ亦足ラサル所アリ、何ゾヤ、曰ク権理ナリ、義務ナリ、自由ナリ、愛国ナリ」というだけの開明性をもつていた。

前記教学大旨に対して伊藤博文は、「教育議」を草して上奏し、さらに元田は、「教育議附議」をもつてこれに応えている。伊藤はその教育議の中で元田の国教論に反対し、「一ノ国教ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ。」として今日倫理風俗が衰えたのは、維新以来の教学の弊によるのではないとして、「今或ハ末弊ヲ救フニ急ニシテ(中略)旧時ノ陋習ヲ回護スルカ若キコトアラハ、甚タ宏遠ノ大計ニ非サルナリ。」と元田の封建的儒教道徳への復古を戒めている。これに対し元田は教育議附議において、「天祖ヲ敬スルノ誠心凝結シ、加フルニ儒教ヲ以テシ、祭政教学一致、仁義忠孝上下ニアラサルハ、歴史上歴歴証スヘキヲ見レハ今日ノ国教他ナシ、亦其古ニ復セン而已。」と

述べて、その教育意見について伊藤と対蹠的見解を示している。かゝるわが国教育の根本に關する意見の相違は、実は元田伊藤の兩人により代表される側近反動派と開明官僚派との抗争の形で、その後の教育勅語の渙發に際してもみられたところである。<sup>註⑧</sup>

ところでかゝる德育論が展開せられ、当時の教育の欠陥が批判されつゝあつたのは、恰も自由民権運動が反政府的氣勢を高めた時期に相當し、明治絶對主義政府はこの政治不安に対応すべく政論の圧迫を強化し、絶對主義政権の性格を濃厚に現わすに至つた。このことは直ちに教育の分野にも反映し、教育令の制定に當つては、先づ小学校における諸教科を検討して、政治、社会に關係ある科目を削つて、人民の日常生活に即応する実用的科目に再編された。<sup>註⑨</sup>さらに改正教育令の公布に際しては、かつてあれほどまでに警戒された儒教道德を取りいれて、わが国教育の方向を基礎づけた。それは反政府的の政論を抑圧して、政治的社会的秩序の安定を図らうとするこの時期の政府の動きと、元田ら側近反動派の德育尊重の動きを反映するものである。かゝる歴史的背景のもとにおいて、歴史科の独立が実現し、その道德的国粹的立場が規定されるに至つたのである。それは歴史以外に教育目的を設定したいわゆる「倫理的歴史教育」<sup>註⑩</sup>とも言うべきものである。封建的教學を否定した「学制」が、その非政治性を以て特徴としたのに対して、明治十二、三年頃よりの教育は国家権力に従属せしめられたものと言えよう。この間の事情を示す旁証として次の文書がある。

二月廿一日侍講元田永孚

拜 誦 ス

今回文部省学制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル故ニ、其教則等ニ於テモ、總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ。因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ伝ヘヨ。且次ノ条件ヲ諭セヨ。

一此学制規則ヲ以テ、文部卿ニ於テ充分ニ實際ノ施行ヲ遂クルヲ要トスヘシ、之ヲシテ徒法ニ歸セシムルコト勿レ。

一教育ノ事ハ、固ヨリ一時ニ遂クヘキモノニ非ス。假令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ此ノ旨趣ヲ一貫シ、徹底セシムヘキノ覚悟アルヘシ。

一從來歐米ニ偏セン學風ハ、亡慮之ヲ洗除シ、小學歴史科ニ於テハ、我國史ノ外、漢洋共ニ用ヒサルカ如キ、尤其宜シキヲ得タリトス。然トモ爾後或ハ風潮ニ逐ハレ、更ニ安逸ニ傲フヘク、又ハ露國ニ取ルヘキ等ノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ採リテ、變動セス、十年ノ後其成功ヲ奏スヘシ。不得已シテ各國ニ取ルヘキ等ノコトアラハ、文部卿能ク其意見ヲ尽シ、精採シテ其取ルヘキヲ取リ、彼ニ偏スルコト勿レ。(三条家文書)<sup>註⑩</sup>

右の御内旨は明治十五年二月のもので、教育のことについて寺島文部卿を諭されたのは明治十二年のことである。この御内旨の内容をみるに侍講元田の教育思想を看取し得るのであつて、かゝる教育論が強く文部当局に影響したことは、その後における教育施策によつて知ることができよう。すなわち十二年、天皇が寺島文部卿を諭されてよりこれが具体的に施策として具現されたのが、小学校教則綱領と小学校

教員心得とである。殊に内旨書に示された条件第三の如きは、小学校歴史は日本歴史に限るべきことを示したものであり、従来の智育偏重欧米心酔の弊を矯めたものとして、側近反動派の皇道、儒教主義の反映とみられよう。

さて前述の如き歴史的思想的諸事情を考慮にいれて、教則綱領に示された歴史科の規定を見直すとき、われわれはその意義を明確に把握することができる。当時の教育が歴史教育をも含めて、極めて国粹的方向に転換を示すに至つたことは、「生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ涵養シ、愛國ノ主義ヲ銘記セシムルハ、特ニ教員ノ注意スベキモノトス。」<sup>註⑩</sup>と  
言われ、また十四年六月の小学校教員心得に、「小学教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ(中略)尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スル」と記されていることを以てみて明らかである。かくて歴史科の独立と共に負荷されたものは、尊王愛國の志気を振起するという使命であつた。明治十四年を境として、それ以後の歴史教科書に、「此書瓊瑣小冊子ト雖、記スル所皇統一系、萬世無窮ナルヲ明カニシ、旁ヲ歷朝ノ美事善制ヲ列叙シ、青衿ノ徒ヲシテ、尊王愛國ノ志氣ヲ發揮セシメント欲ス」(古今紀要)と記され、また「此書主トスル所ハ皇統ノ萬古無窮ナルヲ明ニシ、(中略)読者ヲシテ尊王愛國ノ情ヲ發揮セシメント欲ス」(小学日本史)と述べられ、以前の教科書にみられた皇宝に対し忌避するところなき記載は、一切これを削除されるに至つた。こゝに国家の忠良なる臣民の育成という教育目的が確立された訳である。真

に国民的基盤をもたない絶対主義国家としては、あらゆる教育と同様に歴史教育もまた觀念的に国家主義的精神を鼓吹せねばならなくなつたのである。

註 ① 教育議(文部省)「教育に関する勅語漢文五十年記念資料展覧圖録」所収)

② 明治以降教育制度発達史、第二卷二五四頁

③ 前掲書、第二卷、四七四頁

④ 教学大旨(文部省)「教育に関する勅語漢文五十年記念資料展覧圖録」所収)

⑤ 家永三郎博士、「教育勅語成立に関する思想的考察」(日本思想史の諸問題)所収、史学雑誌第五十六編第十二号所載、参照

⑥ 前掲書 一二三頁

⑦ 明治以降教育制度発達史、第二卷四六九・四七〇頁

⑧ 家永博士前掲論文参照

⑨ 時野谷勝氏、「教育令制定の歴史的背景」(開国百年記念明治文化史論集所収)参照

⑩ 西田直二郎博士「歴史研究と歴史教育」(岩波講座日本歴史所収)参照

⑪ 明治以降教育制度発達史、第二卷二六六頁—二六七頁

⑫ 教育令制定理由(明治文化全集第十卷三八六頁)

⑬ 明治以降教育制度発達史、第二卷二六〇頁

## 五、結 語

以上を要約しつゝ結論を述べる。明治初期の歴史教育は、学制の教科課程が極めて近代の開化的であつたにもかかわらず、これを支える社会的文化的基盤が薄弱であつたこと、及び封建史学の伝統の根強さのため、十分の成果をみるには至らなかつた。従つて歴史は、「句読」科の中に包含され、歴史書を誦習することを以て、その教育

法の第一とされていた。そして当時の教科書の大部分は、前代の系統をひく儒教的道徳史観によるものか、または簡明に事実を敘述した編年史であつた。その間にあつて世界史の教育が行われていたという事実は、普通教育の歴史が教科としては極めて素朴な形態にありながら決して低くみられてはいなかったということと共に、見落してはならぬ問題と思う。この時代に和漢洋の歴史教育が並用して行われたところに、当時の教育の実相がうかがわれるのであつて、そこには教育の自由が存した。すなわちこの時代の歴史教育の最も顯著な特徴は、その非政治性の点にあつたとみることが出来る。

然るに明治十年頃より絶対主権政權は、高まり来る自由民権運動を当面の敵として、自らを防衛してゆくために、かつてあれほどまでに警戒した封建的道德と結合した。改正教育令の公布、小学校教則綱領の制定等は、何れもかかる絶対主義政權の形成過程における所産である。歴史教育もまたこの線に沿うて儒教道德と結び付き、「尊王愛国」がその教育目標として示されるに至つた。歴史科の独立により興えられたものは、日本の富強に奉仕するための歴史教育であつたのである。かくて正しい意味の歴史教育は、絶対主義政權の存する限り、わが国では見る事が困難になつたと言つてよからう。そしてそれは皇国史観にまで発展し、日本国家の運命を決する今次大戦の中で、悲劇的様相を展開したことは周知の事実である。こうしたわが国の歴史教育の伝統に対して、如何ように対決するか、それはわれわれに解くべく残された重要な課題である。